

2025年10月10日

各位

碧海信用金庫

## インターネットバンキング利用規定の改定について

碧海信用金庫では、下記のとおり、インターネットバンキング利用規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定する利用規定

- ・ハきしんパーソナルインターネットバンキング利用規定
- ・ハきしんビジネスインターネットバンキング利用規定

#### 2. 改定日

2025年11月4日（火）

#### 3. 主な改定内容

- ・不正利用、不正送金被害防止のため、お客さまがお申込みのご利用限度額が当金庫所定の上限金額の範囲内であっても、利用目的や取引状況によっては受付をお断りする場合がありますこと、設定済のご利用限度額を変更する場合がありますことを明記いたしました。
- ・改定する2つの利用規定の条文および文言を統一いたしました。

改定内容の詳細につきましては、次ページ以降の新旧対照表でご確認ください。

以上

「へきしんパーソナルインターネットバンキング利用規定」 新旧対照表

改定する条	改定後	改定前
<p>第1条 へきしんパーソナル インターネット バンキング取引</p>	<p>1. へきしんパーソナルインターネットバンキングとは へきしんパーソナルインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・スマートフォン等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み、各種ローン一部繰上返済等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、<b>本サービスの対象となる取引および内容を、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、追加または変更できるものとします。</b> <b>かかる追加または変更により、万一お客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</b></p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 <b>なお、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</b></p>	<p>1. へきしんパーソナルインターネットバンキングとは へきしんパーソナルインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・スマートフォン等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み、各種ローン一部繰上返済等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、<b>その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</b></p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 <b>ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</b> <b>また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</b></p>



改定する条	改定後	改定前
<p>第4条 (続き)</p> <p>第8条 税金・各種料金払込み サービス</p>	<p>ご利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</p> <p>なお、1日あたりのご利用限度額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の上限金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条(資金移動取引)における振込と同様な取扱いとします。</p>	<p>上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</p> <p>なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条(資金移動)における振込と同様な取扱いとします。</p>

「へきしんビジネスインターネットバンキング利用規定」 新旧対照表

改定する条	改定後	改定前
<p>第1条 へきしんビジネス インターネット バンキングの申込</p>	<p>1. へきしんビジネスインターネットバンキングとは へきしんビジネスインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、各データ（総合振込、給与振込（含む賞与振込）、預金口座振替）の伝送、税金・各種料金の払込み等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、本サービスの対象となる取引および内容を、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、追加または変更できるものとします。かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。</p> <p>なお、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p>	<p>1. へきしんビジネスインターネットバンキングとは へきしんビジネスインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、各データ（総合振込、給与振込（含む賞与振込）、預金口座振替）の伝送、税金・各種料金の払込み等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。</p> <p>ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p>

改定する条	改定後	改定前
<p>第1条 (続き)</p> <p>第4条 ご利用限度額</p>	<p>8. 手数料等</p> <p>【第2号を削除】</p> <p>(2) ご契約先は、取引内容により基本手数料以外に別にお知らせした諸手数料を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、<b>諸手数料を新設・変更する場合があります。</b></p> <p><b>資金移動取引の1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の上限金額の範囲内で、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。</b></p> <p><b>ただし、ご利用限度額が当金庫所定の上限金額の範囲内であっても、利用目的や取引状況等によっては、受付をお断りする場合があります。また、取引状況等に応じて、設定済のご利用限度額を変更する場合があります。</b></p> <p><b>ご利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</b></p> <p><b>なお、1日あたりのご利用限度額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。</b></p>	<p>8. 手数料等</p> <p>(2) 当金庫は、基本手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(3) ご契約先は、取引内容により基本手数料以外に別にお知らせした諸手数料を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、<b>諸手数料を新設・変更する場合においても、第1号と同様の方法により引き落とします。</b></p> <p><b>1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。</b></p> <p><b>ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</b></p> <p><b>上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。</b></p>

改定する条	改定後	改定前
<p>第8条 税金・各種料金払込み サービス</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>(2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の上限金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動取引）における振込取引と同様の取扱いとします。</p> <p>(4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。</p> <p>(5) 当金庫は、払込みに係る領収書を発行いたしません。</p> <p>(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。</p> <p>(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>【第2号を追加】</p> <p>(2) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動取引）における振込取引と同様の取扱いとします。</p> <p>(3) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。</p> <p>(4) 当金庫は、払込みに係る領収書を発行いたしません。</p> <p>(5) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。</p> <p>(6) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。</p>